

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 1 回 弘前市社会教育委員会議
開 催 年 月 日	平成 27 年 6 月 9 日 (火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後 2 時 0 0 分 から 午後 3 時 0 0 分まで
開 催 場 所	弘前市立中央公民館 岩木館 2 階 大研修室
議 長 等 の 氏 名	委員長 藤田 昇治
出 席 者	藤田 昇治 委員長・村元 千鶴子 副委員長 一 條 敦子 委員 ・三浦 テツ 委員 三上 久志 委員 ・阿部 精一 委員 生島 美和 委員 ・福島 成利 委員 佐藤 義光 委員
欠 席 者	藤田 秀文 委員
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育部長 柴田 幸博 生涯学習課参事兼中央公民館長 庄司 輝昭 中央公民館岩木館長 伊藤 文彦 中央公民館相馬館長 神 弘樹 弘前図書館長兼郷土文学館長 土谷 伸夫 博物館館長補佐 竹内 勇造 文化財課長 三上 敏彦 生涯学習課長 鈴木 卓治 生涯学習課長補佐兼総務係長 佐藤 弘道 生涯学習課総括主幹兼生涯学習係長 三上 淳 生涯学習課生涯学習係主査 藤田 真徳 生涯学習課生涯学習係主査 千葉 大慎
会 議 の 議 題	①政治的活動等に対する公民館等の使用について ②図書館・博物館・郷土文学館・旧図書館・相馬ふれあい館の 指定管理について
会 議 結 果	①の議題に対して、各委員からの意見を伺う。 ・「総決起大会」は、特定の人を対象にしている訳ではなく、 政治教育の一環として考えて、使用を許可してよい。 ・公民館に政治色がついてしまう危険性があるので、政治総 会も許可しないのであれば、決起大会も許可したくない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会などは公民館を利用した方がよいが、支持者主体のものは利用を許可すべきではない。 ・身近なコミュニティ施設であり、政治活動として構えることはない。など、様々な意見が伺えた。 <p>②の議題は、各関係施設長より管理運営方針を説明する。 各委員からの意見については、次期開催の会議にて伺うこととする。</p>
<p>会議資料の名称</p>	<p>《事前配布資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治的活動等に対する公民館等の使用について ・管理運営方針（案） <p>《当日配布資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第
<p>会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)</p>	<p>1. 開会 2. 委員長挨拶 3. 会議 4. 閉会 ~~~~~</p> <p>次第3 会議</p> <p>(議長)</p> <p>平成27年度第1回弘前市社会教育委員会会議を開会します。</p> <p>弘前市社会教育委員会会議運営規則の第4条により会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来なくなっております。本日の出席は9名であり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>会議録署名委員は、三浦委員と三上委員といたします。 ~~~~~</p> <p>案件① 政治的活動等に対する公民館等の使用について</p> <p>【事務局より概要を説明】</p> <p>(議長)</p> <p>総決起集会となると特定候補に限定されてきますが、その場合の扱いをどうするか伺いたいと思います。</p> <p>(中央公民館長)</p> <p>〇〇君を励ます会、当選させる会、明らかに特定の候補者のために開催するものは別としまして、例えば〇〇君の議会報告</p>

といったものについては、政治教育として許可はしております。公選法違反になるものについては、事前運動そのものがだめなので、それぞれの陣営の理解は十分進んでいるとの考え方です。社会教育法でも、有権者のための政治教育は社会教育の大きな柱であり、できるだけ有権者の政治教育の機会は、潰さないように考えております。

(議長)

政策勉強会や議会報告は不特定多数が対象だからよいが、総決起集会ということは、特定の候補を応援するという事にならないのでしょうか。

(生島委員)

総決起集会だったとしても多くの人に声を掛けており、特定の人を対象にしている訳ではなく、公民館側もどっちかの候補者を優遇している訳ではなければ、選挙に出るための公約を住民に知らせる機会としては大事なことで、政治教育の一環として考えています。県や文科省の方も個人的な議論の場で、同様の意見を示していました。月刊公民館という雑誌の中でも同じような議論がありまして、進めてよいのではないかと記載されていました。ただ、同一の日時に2人以上の候補者が特定の場所を使用したいという問題が発生した場合の公平性が求められるので、その場合、一緒に意見交換会や演説会を行うなど判断を要することになるだろうと思います。

(議長)

一般的な政治活動、政治学習ということであれば理解できるが、特定の候補者に便宜を図ることの判断はどこまでかという議論となりますが、市の中央公民館としては、総決起集会を認めていたのでしょうか。

(中央公民館長)

その時々によって判断がぶれており、それだけ微妙な問題であると思います。

(三上委員)

以前、町会連合会でも、議員から決起大会の乾杯の依頼がきましたがお断りしました。連合会の会長に関しては、中立な立場を貫くということで申し合わせがありますが、各町会長の場合、議員がその地域から出ていけばよいのか記されていません。明確にしていないと、その立場になった際どうすればよいのか迷ってしまいます。公民館の利用日時がぶつかった際はどうするのか明確な取り決めをした方がよいと思います。

(議長)

具体的な利用を許可する判断と、許可した場合の運用ルールを区別して、両方の運用ルールを考えなければいけないという事になります。

(一條委員)

総会と決起大会の違いは明確になっているのでしょうか。ならば総会は全員が必ず支持者と知っていて許可しないということでしょうか。

(中央公民館長)

基本的には、有権者のための政治教育機会を、公民館は保障しなければいけないと考えています。公民館の歴史を振り返ってみれば、政治教育が住民の学習機会の一つの柱になっているので、公民館としては出来る限り尊重しなければいけないと思っています。

(一條委員)

私もその意見には同感です。一方、公民館が教育行政の管轄にあり、もうひとつ言えば、コミュニティセンターがどんどん出来ているが教育行政ではないふたつの中で、あえて一般行政から独立した教育行政の中に、政党、政権という一般行政が入り込むことは、私としては違和感があり認めたくありません。教育行政の独立性が今後無くなっていくだろうと思っています。貸出しの方法を変えればよいことですが、政党の財力や人数により、一つの団体が押さえてしまうことで、公民館に政治色がついてしまう危険性があるような気がするので、もう少しの間

は、政治総会も許可しないのであれば、決起大会も許可したくないという気はします。

(議長)

今回は結論を出すのではなく、各委員の意見を拝聴するというところで、他の委員の方はどうでしょう。

(阿部委員)

決起大会の出席者は、支持者がほとんどだと思いますので、許可すべきではないと考えます。

(議長)

特定の政党が前面に出る場合はどうなのか、議論が分かれるような気がします。

(福島委員)

私も決起集会に関しては公民館を利用すべきではなく、教育ということで、候補者が無い状態での勉強会については公民館を利用してもよいと思います。

(議長)

住民が候補者と当選を目指すということで、コミュニティを基盤とした学習ないしは政治的な取り組みに公民館が活用されることはむしろ好ましいこと。利用料が安いので、候補者が使いやすい、かつ集まってくる住民も参加できるという意味では公民館は使い勝手がよく、候補者の政治活動を保証することを考えると、活用されてもよいのではと思います。

(三上委員)

候補の立会演説会など、候補者が数名の場合は考える余地はありますが、ひとつの線引きをしないと選択時に困るので、教育委員会の管轄にある公民館は貸さない方がよいと思います。

(村元副委員長)

候補者から演説会のお誘いがあり話を聞くことができるのは、投票に行く取捨選択とは別な問題だと思います。公民館は身近なコミュニティ施設であり、政治活動として構えることはなかったので、受け入れをしてきました。

(議長)

一定の条件としては、特定の候補、政党に便宜を図らなければ良いのではないのでしょうか。

(三浦委員)

各候補者に公民館を利用してもらうことは住民の政治教育として重要ですが、特定の候補者のみの利用はいかがなものか考えます。総決起大会は、地域により出席すると、この人はこの政党だと思われてしまうリスクがあります。多数に勉強会をやると声を掛け開催するのは、政治教育の場として、地域で広く知りたい方も出かけやすいと思います。

(佐藤委員)

政治教育に関して、地域公民館はオープンにしていき、総会、総決起大会に関しては確実な線引きがされていない状態であれば、文化活動、教育行政に関わる部門の活動に利用していきたいと考えます。

(生島委員)

個人的に調べたのですが、選挙管理委員会の規則で、候補者に利用できる地域施設のリストに、公民館が記載されているという情報がありますので、方針を示すことは必要だと思います。住民の政治意識を高めるためにどのように公民館を利用するか、社会教育からのアプローチも考えなければいけないと思いました。

(議長)

投票する権利が20歳から18歳に引き下げられますが、国民が基本的人権を付与され、権利を執行する手段として政治参加があるわけで、そこを尊重して社会教育施設の利用や社会教育の奨励があるので、縛りがあることはまずい気がします。

次の案件で弘前市内の社会教育施設である図書館や博物館、いくつかの施設で指定管理をすることについて、ご意見を伺いたいそうです。事務局からご説明お願いします。

~~~~~

案件② 図書館・博物館・郷土文学館・旧図書館・相馬ふれ

## あい館の指定管理について

### (弘前図書館長)

図書館としては、津軽家関係の古文書や郷土資料の保存管理の関係で専門性の高い分野は直営で行い、図書の貸出し業務、読書の普及活動など一部の業務委託をする案を出しました。郷土文学館につきましては、入館料の無料化も検討しています。委員の皆さまには、指定管理も含めて意見を伺えたらと思っています。

### (文化財課長)

旧弘前市立図書館ですが平成2年に移築復元されて、25年ほど経過しております。現在、耐震が不足しており、老朽化も進み、3階部分に関しては揺れを感じることもありますので、耐震化と保守を併せて進めていくことが経済的と考えています。旧市立図書館の活用方針が市で定まっております、観光館のリニューアルに併せて検討していくとなっております。観光館、旧市立図書館にそれぞれに指定管理が入るよりも、追手門広場一帯で管理していくべきと考えています。

### (中央公民館相馬館長)

相馬ふれあい館の指定管理者制度導入については、直営施設の今後の管理の方向性に関する弘前市指定管理者選定等審議会外部委員からの意見として、市民サービスの向上や利用促進を図るため、導入を進めることが望ましいという意見がございました。課題として、本会議の意見の必要性と施設の光熱費の算定が重要になっており、特に光熱費に関しては、本年3月末に施設の改修を終え、4月1日にリニューアルオープンし、冷暖房の設備が改修前と大きく異なっていることから、指定管理料に含まれる1年間の光熱費の使用料金の目安がつかめないという事が大きな要因となっております。

### (博物館館長補佐)

鳴海要記念陶房館は、平成15年に開館し、平成18年から指定管理となっております。展示室には鳴海要夫人が所蔵し

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>ている陶芸作品が多数展示しており、管理者は鳴海要作品に対する知識や継続的管理、信頼関係が求められております。指定管理業者は料金の徴収及び日常管理を行っており、博物館が展示替えを担当し、鳴海要夫人と協議のうえで展示をしております。行政から指定管理について1社指名ではなく、もっと広くするように提案が出されましたが、慎重な信頼関係が求められますので、平成28年度からは3年の指定管理になる予定です。</p> <p><b>(議長)</b></p> <p>本来ならば皆さまの意見を伺いたいのですが中途半端になるため、教育委員との交流会の後続けていただくか、又別な機会に伺うということで、本日は担当課から状況説明を聞いたことで終了します</p> <p><b>(議長)</b></p> <p>本日の会議はこれで終了いたします。ご協力ありがとうございました</p> <p><b>(司会)</b></p> <p>これをもちまして平成27年度第1回弘前市社会教育委員会会議を閉会いたします。本日は大変お疲れ様でした。</p> |
| <p>その他必要事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議は公開</li> <li>・傍聴者なし</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |